

第1章

計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

日本における自殺者数は、平成10年から3万人を超える状況が続いていましたが、平成22年から減少に転じ、平成29年は21,321人と連続して減少となりました。しかしながら、未だ多くの方が自殺で命を落とす憂慮すべき状況は続いています。

国は、平成18年に「自殺対策基本法」を制定、その後、自殺総合対策大綱の策定と見直しが行われ、同大綱に基づき、国、地方自治体、民間団体等が連携し自殺対策が行われてきました。施行から10年がたち、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され自殺対策は転換期を迎えています。

本市においては、平成19年度に川越市自殺予防対策庁内連絡会議（現：川越市自殺対策計画等検討会議）を、平成21年度には川越市自殺対策連絡協議会（現：川越市自殺対策連絡会議）をそれぞれ設置し、庁内外の情報共有、連絡調整などの連携を図ることで自殺予防対策を推進してきました。

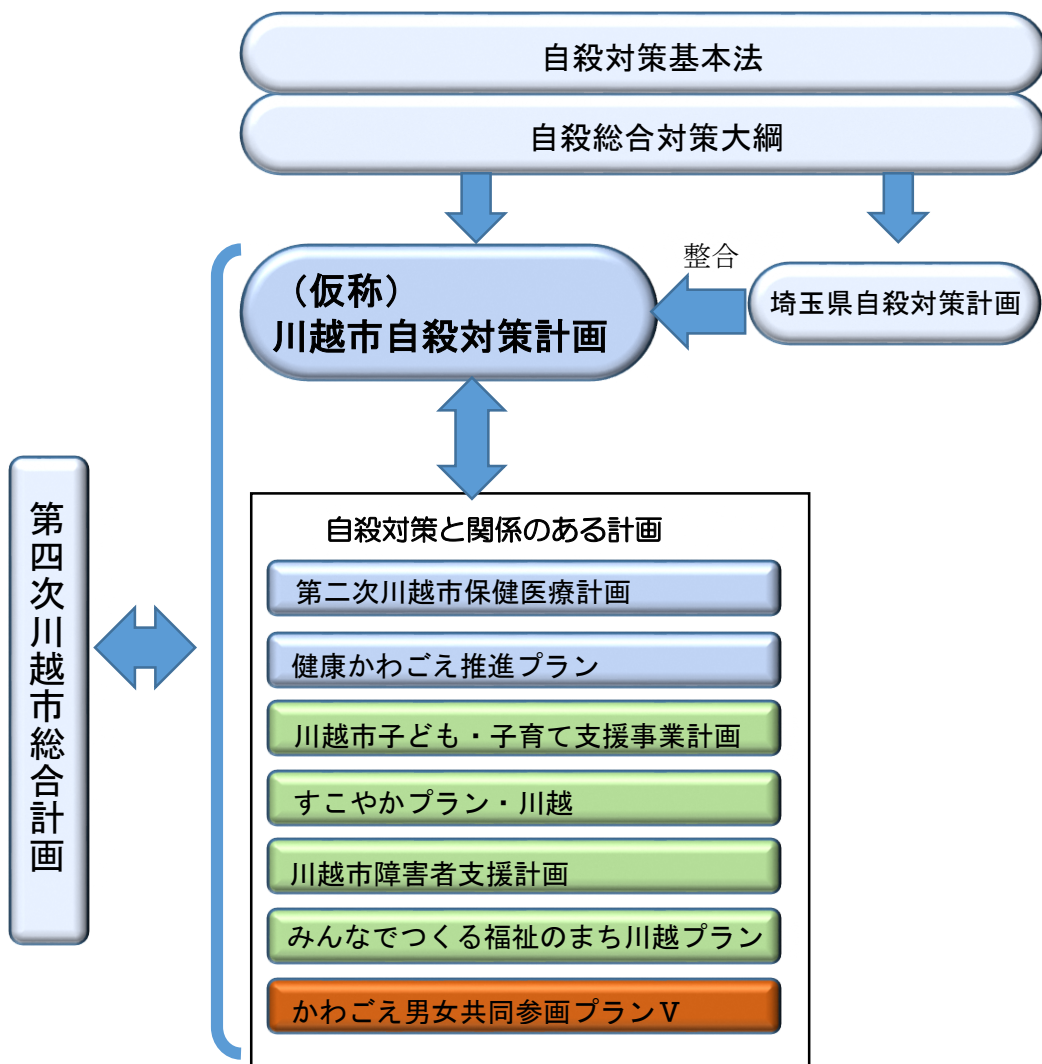
本計画は、自殺対策基本法の改正を踏まえ、本市の自殺予防対策をさらに包括的に推進するため策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき本市の状況に応じて策定するものです。

また、本計画は、平成29年7月に改定された自殺総合対策大綱の基本理念及び埼玉県自殺対策計画を踏まえ、本市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、「第四次川越市総合計画」及び自殺対策に関連する他の計画と整合性を図るものです。

図1 計画の位置付け



3. 計画の推進期間と進行管理

自殺対策の効果が表れるまでにはある程度の期間を要することから、国の自殺総合対策大綱の見直し期間に合わせ、本計画の推進期間を平成31年度から平成35年度の5年間の計画とし、中長期的な視点で継続的に推進します。

図2 計画の推進期間



4. 計画の構成

本計画では、「基本方針」に基づく長期的あるいは継続的に実施していく関連する分野の取組みを「基本施策」として示し、その施策の中で計画期間に特に重点的に取組む施策を「重点施策」として位置づけています。

また「計画の達成指標」に最終目標である自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の減少を掲げ、補助指標として市民意識調査による項目を設定しています。

5. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、「川越市自殺対策計画等検討会議」「川越市自殺対策計画等検討部会」を開催し、部局を超えた連携により自殺対策を総合的に実施するとともに、効果的な事業展開をするため、各年度における実施状況の進行管理を行います。

また、関係機関・団体で構成された「川越市自殺対策連絡会議」を開催し、各機関・団体と本市事業との連携を図り自殺対策を推進していきます。

川越市自殺対策計画等検討会議

平成19年度から「川越市自殺予防対策庁内連絡会議」を開催し、庁内関係課間での情報共有を図り自殺対策を推進してきました。本市の自殺対策計画策定に際し、同会議を「川越市自殺対策計画等検討会議」とし、自殺対策計画の検討と、計画に基づく自殺予防対策に関する施策を総合的に推進していきます。

川越市自殺対策計画等検討部会

上記「川越市自殺対策計画等検討会議」の部会として位置付け、自殺対策計画の策定と計画に基づく自殺予防対策に関する施策を担当者レベルで推進します。

川越市自殺対策連絡会議

平成21年度から自殺対策に係る関係機関・団体で構成する会議を開催し、本市の自殺対策について普及啓発や自殺の実態に関する情報を共有してきました。自殺対策計画の推進にあたり、行政、民間団体、有識者の多方面の専門的な意見や情報を取り入れ自殺対策を推進します。

図3 推進体制

